

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

| | | | | | | |
|-----|-----|---------|-----|--------|----|----------------|
| 委員長 | 徳永 | エリ（民進） | 佐藤 | 啓（自民） | 芝 | 博一（民進） |
| 理事 | 岡田 | 直樹（自民） | 山東 | 昭子（自民） | 浜野 | 喜史（民進） |
| 理事 | 武見 | 敬三（自民） | 徳茂 | 雅之（自民） | 里見 | 隆治（公明） |
| 理事 | 松村 | 祥史（自民） | 中西 | 健治（自民） | 平木 | 大作（公明） |
| 理事 | 森屋 | 宏（自民） | 中西 | 哲（自民） | 山本 | 博司（公明） |
| 理事 | 牧山 | ひろえ（民進） | 二之湯 | 智（自民） | 山下 | 芳生（共産） |
| 理事 | 西田 | 実仁（公明） | 西田 | 昌司（自民） | 浅田 | 均（維新） |
| 理事 | 井上 | 哲士（共産） | 舞立 | 昇治（自民） | 石井 | 章（維新） |
| | 石井 | 準一（自民） | 宮沢 | 洋一（自民） | 青木 | 愛（希会） |
| | 石井 | 正弘（自民） | 渡辺 | 猛之（自民） | 中山 | 恭子（希党） |
| | こやり | 隆史（自民） | 足立 | 信也（民進） | 伊波 | 洋一（沖縄） |
| | 鴻池 | 祥肇（自民） | 古賀 | 之士（民進） | | (30. 1. 22 現在) |

（１）審議概観

第196回国会において、本特別委員会に付託された法律案は本院議員提出6件及び衆議院提出1件の合計7件である。本院提出のうち2件は可決し、1件は否決した。衆議院提出1件は可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類23件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案（衆第10号）は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律第2条第2項に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定めようとするものである。

委員会においては、投票価値の平等との関係、次々回の福島県議会選挙における対応についての発議者の決意、公職選挙法の基本的な考え方との一貫性と特例人口を適用する地域の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第16号）は、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにするため、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者は自ら政見を録音し又は録画することができることとしようとするものである。

委員会においては、持込みビデオ方式により手話通訳・字幕付与を可能にすることの意義、品位保持の担保についての考え方、候補者間の選挙運動の平等と持込みビデオ方式の対象候補者を限定することの妥当性、スタジオ録画方式におけ

る字幕付与の今後の展望等について質疑が行われた。

質疑終局後、希望の会（自由・社民）及び沖縄の風より、自ら政見を録音し又は録画することができる候補者の範囲を限定しないこと等を内容とする修正案が提出された。なお、原案及び修正案について、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取した。討論の後、採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第17号）は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の縮小を図るため、参議院選挙区選出議員の定数を増加して各選挙区において選挙すべき議員の数の是正を行うとともに、参議院比例代表選出議員の選挙について、全国的な支持基盤を有するとはいえないが国政上有為な人材又は民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなるよう、政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにし、及び参議院比例代表選出議員の定数を増加しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第21号）は、参議院議員の選挙制度について、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえつつ、各地域の民意を反映することができる新たな仕組みとして、現行の比例代表選挙及び選挙区選挙の制度に代えて全国の区域を分けて11の選挙区とす

る選挙制度を導入しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第22号）は、参議院議員の選挙について、その定数を増加させることなく選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の縮小を図るため、参議院選挙区選出議員の定数を増加して各選挙区において選挙すべき議員の数の是正を行うとともに、参議院比例代表選出議員の定数を減少させようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第24号）は、国会議員自らによる身を切る改革の一環として参議院議員の定数を218人とするとともに、参議院議員の選挙制度について、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえつつ、各地域の民意を反映することができる新たな仕組みとして、現行の比例代表選挙及び選挙区選挙の制度に代えて全国の区域を分けて11の選挙区とする選挙制度を導入しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第25号）は、参議院選挙区選出議員の選挙について、その定数を増加することなく選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の縮小を図るため、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行い、あわせて二の都道府県の区域を区域とする選挙区を新たに設けようとするものである。

委員会においては、参第17号、参第21号、参第22号及び参第24号並びに後から議題に追加された参第25号の5法律案を一括して議題とし、平成27年公職選挙法改正法附則にある抜本的改革との関係、合区に対する評価、議員定数に関する考え方、参第17号において特定枠を導入する理由と妥当性、選挙区・比例区及びブ

ロック制度に関する考え方、参議院における行政監視機能の強化や経費節減に関する見解等について質疑が行われた。なお、参第17号及び参第25号について国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取した。参第21号について、質疑を終局し、採決の結果、賛成少数により否決された。その後、参第17号について、質疑を終局し、採決の結果、多数をもつ

て原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。参第22号、参第24号及び参第25号は審査未了となった。

〔国政調査〕

4月11日、第48回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について野田総務大臣及び政府参考人から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成30年1月22日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成30年4月11日(水) (第2回)

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。
○第48回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について野田総務大臣及び政府参考人から報告を聴いた。
○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案(衆第10号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴き、同國重徹君、同根本匠君、同逢沢一郎君、同谷公一君、同金子恵美君、同佐藤茂樹君、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

足立信也君(民進)、井上哲士君(共産)
(衆第10号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、
希会、希党、沖縄

反対会派 なし

○平成30年5月11日(金) (第3回)

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○理事の補欠選任を行った。

○平成30年6月13日(水) (第4回)

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。

○公職選挙法の一部を改正する法律案(参第16号)について発議者参議院議員足立信也君から趣旨説明を聴き、同舞立昇治君、同西田実仁君、同古賀友一郎君、同石井正弘君、同牧山ひろえ君、同足立信也君及び政府参考人に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

こやり隆史君(自民)、里見隆治君(公明)、
井上哲士君(共産)、青木愛君(希会)、伊
波洋一君(沖縄)

(参第16号)

賛成会派 自民、公明、民主、立憲、維新、
希党

反対会派 共産、希会、沖縄

なお、附帯決議を行った。

○平成30年7月6日(金) (第5回)

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)について発議者参議院議員岡田直樹君から趣旨説明を聴き、
公職選挙法の一部を改正する法律案(参第21号)について発議者参議院議員西田実仁君から趣旨説明を聴き、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第22号)について発議者参議院議員田名部匡代君から趣旨説明を聴き、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第24

号)について発議者参議院議員浅田均君から趣旨説明を聴き、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)について国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第21号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第22号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第24号)

以上4案について発議者参議院議員岡田直樹君、同石井正弘君、同薬師寺みちよ君、同古賀友一郎君、同魚住裕一郎君、同西田実仁君及び同磯崎仁彦君に対し質疑を行った。

[質疑者]

こやり隆史君(自民)、石川博崇君(公明)、藤末健三君(国声、委員外議員)

○平成30年7月9日(月)(第6回)

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○公職選挙法の一部を改正する法律案(参第25号)について発議者参議院議員松沢成文君から趣旨説明を聴き、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第21号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第22号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第24号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第25号)

以上5案について発議者参議院議員岡田直樹君、同大野元裕君、同石井正弘君、同難波奨二君、同磯崎仁彦君、同古賀友一郎君、同浅田均君、同松沢成文君、同魚住裕一郎君、政府参考人及び参考人脇雅史政策研究会代表脇

雅史君に対し質疑を行い、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第25号)について国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第21号)を否決した。

[質疑者]

足立信也君(民主)、牧山ひろえ君(立憲)、山下芳生君(共産)、井上哲士君(共産)、

石井章君(維新)、青木愛君(希会)、行田邦子君(希党)、伊波洋一君(沖縄)

(参第21号)

賛成会派 公明

反対会派 自民、民主、立憲、共産、希党

欠席会派 維新、希会、沖縄

○平成30年7月10日(火)(第7回)

○開会后、直ちに休憩し、再開に至らなかった。

○平成30年7月11日(水)(第8回)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第22号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第24号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第25号)

以上4案について発議者参議院議員大野元裕君、同磯崎仁彦君、同石井正弘君、同岡田直樹君及び同古賀友一郎君に対し質疑を行った後、

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第17号)を可決した。

[質疑者]

足立信也君(民主)、小西洋之君(立憲)、井上哲士君(共産)、青木愛君(希会)、伊波洋一君(沖縄)

(参第17号)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、希会、希党、沖縄

欠席会派 立憲、維新

なお、附帯決議を行った。

○平成30年7月20日(金)(第9回)

- 請願第477号外22件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の
継続調査要求書を提出することを決定した。